

# (仮称) 千葉県子ども・子育て支援事業支援計画について

## I 基本的事項

- (1) 計画策定の趣旨
  - ・平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」における法定計画
  - ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の内容を踏まえ、「千葉県子ども・子育て会議」※において検討の上、策定
- (2) 計画期間 ⇒ 5年間（平成27年度～31年度）
- (3) 計画の達成状況の点検・評価 ⇒ 施策の実施状況等を点検・評価・公表
- (4) 計画の見直し ⇒ 必要に応じ、計画3年目を目安として見直し

※「千葉県子ども・子育て会議」の概要

- ・設置：平成26年4月1日      ・委員：16名以内      ・任期：2年
- ・主な役割 ①計画策定に関する審議、計画の点検・評価
- ②幼保連携型認定こども園の認可等に係る審議（部会）

## II 主な記載事項（案）

### 第1章 教育・保育の推進等

- 第1節 県区域の設定
- 第2節 教育・保育の量の見込みと、提供体制の内容・実施時期
  - ⇒潜在的需要を含めた幼稚園教育及び保育の需要及び、需要に対する供給計画を記載。（基本的に市町村計画の積み上げ）
  - 1 各年度における教育・保育の量の見込み【需要】
  - 2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期【供給】
  - 3 県設定区域別【需要】【供給】一覧
- 第3節 県の認可及び認定に関する需給調整の考え方
  - 1 基本的な考え方
  - 2 本計画に含まれない施設の認可・認定の取扱い
  - 3 幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の取扱い
  - 4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の取扱い
- 第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び保育の推進に関する体制の確保について
- 第5節 教育・保育者等の確保及び質の向上について
- 第6節 仕事と家庭の調和の実現に向けた働き方の見直しについて

### 第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- 第1節 児童虐待防止対策の充実
- 第2節 社会的養護体制の充実
- 第3節 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 第4節 障害児施策の推進等

## III スケジュール

|     | 主要検討事項            | 県           | 市町村             |
|-----|-------------------|-------------|-----------------|
| 4月  |                   | 子ども・子育て会議設置 |                 |
| 5月  |                   |             | ニーズ調査結果に基づく量の推計 |
| 6月  |                   |             | ↓               |
| 7月  | 新制度概要説明           | 第1回会議       |                 |
| 8月  |                   |             | 量の見込みと確保策       |
| 9月  | 区域設定              | 第2回会議       |                 |
| 10月 |                   |             | ← 協議・調整 →       |
| 11月 | 中間(案)検討           | 第3回会議       |                 |
| 12月 | 中間(案)検討           | 第4回会議       |                 |
| 1月  |                   |             |                 |
| 2月  | 最終(案)決定           | 第5回会議       |                 |
| 3月  |                   | 国提出         | 県提出             |
|     |                   | 計画策定        | 計画策定            |
| 4月  | 子ども・子育て支援新制度の本格実施 |             |                 |